

●国民健康保険・後期高齢者医療制度

手術や入院などで医療費が高額になりそうな場合は、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けましょう。医療機関等の窓口でのお支払いの際に、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示すると、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

対象者			申請	申請に必要なもの
69歳まで	世帯主または国保の加入者に、市民税課税者がいる人		必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険証</li> <li>・マイナンバー確認ができるもの</li> <li>・本人確認ができるもの</li> </ul>
	世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人			
70歳から74歳まで	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が690万円以上の国保加入者（70歳以上に限る）が同一世帯にいる人	不要	
		3割 市民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の国保加入者（70歳以上に限る）が同一世帯にいる人	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人	必要	
後期高齢者医療加入者（原則75歳以上）	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が690万円以上の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人	不要	
		3割 市民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人（未申請の人）	必要	
	1割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		同一世帯の全員が市民税非課税の人（未申請の人）	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係（☎ 22-7734）へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和4年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和4年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

# 国民健康保険税 令和4年度のお知らせ

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額です。

区分	課税標準	<医療給付費分> 0～74歳	<後期高齢者支援金等分> 0～74歳	<介護納付金分> 40～64歳
所得割額	(被保険者の総所得金額等 - 43万円) × 税率(%)	6.58%	2.43%	2.10%
均等割額	被保険者数 × 税額 ※未就学児はカッコ内の額	27,200円 (13,600円)	10,200円 (5,100円)	10,700円
平等割額	一世帯あたり	18,100円	6,500円	5,200円

## ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した方へ

収入が前年と比較して一定以上減少した場合、減免を受けられる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

## 後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証を更新します

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使いください。有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・忠海支所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色 (7月31日まで)	証の色 (8月1日から)
国民健康保険	紫色	水色
後期高齢者医療	水色	オレンジ色

なお、後期高齢者医療保険について、令和4年10月から一部負担金の割合に「2割」が追加されるため、すべての後期高齢者医療被保険者に対して、保険証を2回送付します。有効期限にご注意ください。

	送付時期	有効期限	一部負担金の割合
1回目	7月下旬	令和4年9月30日	「1割」または「3割」のいずれか
2回目	9月下旬	令和5年7月31日	「1割」、「2割」、「3割」のいずれか

## 消費税のインボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、原則として令和5年3月31日までにを行う必要があります。

制度について正しく理解をしていただき早期の手続きを行っていただくため、課税事業者向けの「基礎編」と、免税事業者（消費税の基本的な仕組みから知りたい方）向けの「導入編」を別々に開催（無料）いたしますので、是非ご参加ください。

開催日 7月22日（金）、8月24日（水）、9月21日（水） ※説明会は事前予約制です。税務署の窓

内容区分・時間

基礎編（課税事業者向け）10時～11時（60分）

導入編（免税事業者向け）13時30分～15時（90分）

場所 竹原税務署1階会議室

定員 各24名

問い合わせ 竹原税務署調査部門 ☎ 22-0517

口又は電話により予約をお願いします。

※個人事業者の方は、①スマートフォン、②マイナンバーカード（暗証番

号が必要です）をご持参

ください。

説明会開催日程▶



# 後期高齢者医療制度 令和4・5年度の保険料が変わります

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料を見直すことになっており、このたび、令和4・5年度分の新保険料率を決定しました。

## 均等割額について

46,451円 → 45,840円

## 所得割率について

8.84% → 8.67%

## <保険料の決め方>

均等割額＋所得割額＝年間保険料額（限度額66万円）

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額＝（総所得金額等－基礎控除）×0.0867

## ●所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者には、均等割額の軽減措置があります。

「給与所得者等」とは、給与所得又は公的年金に係る雑所得がある人です。

## ▼均等割額の軽減

給与所得者等の数	世帯主および世帯内の被保険者の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額
1人以下の場合	43万円以下	7割軽減 13,752円/年
	43万円＋（28万5千円×被保険者数）以下	5割軽減 22,920円/年
	43万円＋（52万円×被保険者数）以下	2割軽減 36,672円/年
2人以上の場合	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割軽減 13,752円/年
	43万円＋（28万5千円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割軽減 22,920円/年
	43万円＋（52万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割軽減 36,672円/年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。（生年月日が昭和32年1月1日以前の人）  
※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

## ●健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、所得割額の負担はありません。また、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、令和4年度の年間保険料額は22,920円になります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する人については、年間保険料額が13,752円になります。

## ●保険料に関する通知について

①令和3年中所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。

②保険料の納付方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7月から9月は納付書等（普通徴収）により納付の場合があります。

③保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・納付方法等のご確認をお願いします。

## ●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

※ただし、国民健康保険税は世帯主に課税するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税の通知が届きます。

## ●新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が著しく減少すると見込まれる世帯の人は、申請をいただくことにより保険料が減額となります。（一定の要件あり）

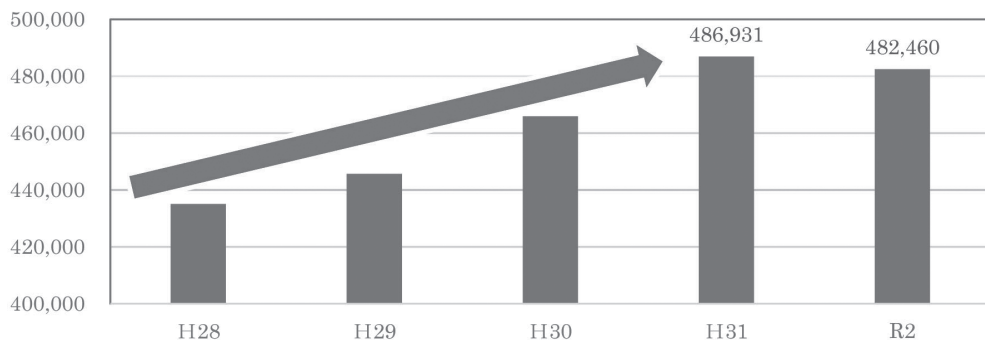
●必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

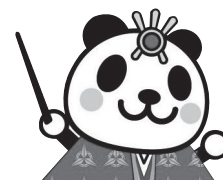


●竹原市国民健康保険の医療費

竹原市における国保被保険者一人当たりの年間医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の進歩等による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。令和2年度は、平成31年度と比較すると横ばいです。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大が受診状況に大きな影響を与えたからだと考えられます。



◀竹原市国民健康保険  
一人当たりの医療費



●特定健診を受けましょう！

初期段階の生活習慣病を見つけるには、毎年特定健診を受けて身体の状態を確認し、生活習慣を見直すなど健康維持のためのサイクルを作ることが有効です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和4年度竹原市の健康診査のお知らせ」を確認して、自分にあった方法で受診しましょう。

コロナ禍でも医療機関で必要な受診を！

過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。医療機関や健診会場は感染予防対策をしていますので、健診や持病の治療など、必要に応じて受診してください。

介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割～3割）は、前年の所得により決定し、令和4年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります（65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割）。

新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課または忠海支所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色 (7月31日まで)	証の色 (8月1日から)
要介護認定を受けている人	白色	うぐいす色